

平成27年度第10回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	平成28年1月8日(金)					
招集場所	南部町天萬庁舎2階 会議室					
開会時間	13時30分			閉会時間		14時52分
委員出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番	庄倉 三保子	出席	10番	三嶋 國夫	出席
	2番	頼田 洋子	出席	11番	船谷 永泰	出席
	3番	岡田 篤幸	出席	12番	秦野 俊美	出席
	4番	岩田 有司	出席	13番	亀尾 和男	出席
	5番	植田 健	出席	14番	井田 憲美	出席
	6番	種 正明	出席	15番	井上 雅夫	出席
	7番	作野 英明	出席	16番	白川 透	出席
	8番	松川 徹	出席	17番	市川 春樹	出席
	9番	井上 武	出席	18番	恩田 一秀	出席
議事録署名委員	2番	頼田 洋子		6番	岡田 篤幸	
出席吏員	事務局長 頼田 泰史 事務局長補佐 田村 誠 事務員 田邊 操枝 産業課課長補佐 竹中 智彦					
傍聴人	1人					

付議案件	
議案番号	提出議案の題目
第1号	農用地利用集積計画(案)の決定について
第2号	農用地利用配分計画(案)の意見照会について
報告事項	(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について (2) 平成27年南部町賃借料情報の公開について (3) 農事組合法人の設立について
その他	(1) 平成27年度第11回南部町農業委員会総会の日程について

日程及び提出議案の題目	(発言者)	
1. 開会	局長	ただいまより、平成27年度第10回南部町農業委員会総会を開会致します。本日の総会出席は委員数18名中18名の出席です。農業委員会法第21条及び農業委員会会議規則第5条によりまして、出席者が過半数に達しておりますので、本会は成立していることを報告致します。それでは会長の挨拶をお願いします。
2. 挨拶	会長	明けましておめでとうございます。 ～以下 省略～
	局長	農業委員会会議規則第6条によりまして、日程3以降は会長を議長として進行をお願いします。
3. 議事録署名委員及び書記の指名	議長	議事録署名委員： 2番 頼田 洋子 3番 岡田 篤幸 書記： 田邊 操枝
4. 議事	議長	議事に入ります。

議案第1号 農用地利用集積計画(案)の 決定について		『議案第1号 農用地利用集積計画(案)の決定について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。	
	局長	議案第1号 農用地利用集積計画案の決定について このことについて、下記のとおり決定を求められたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程により議決を求めます。	
	局長補佐	平成28年 第1号 【農用地利用集積計画の要請の内容を整理番号ごとに朗読 (議案書2~9頁)】 [新規] 整理番号 : 28番 ~ 34番 設定を受ける者 : 6名 設定をする者 : 5名 設定をする土地 : 21筆 計 31,470㎡ [再設定] 整理番号 : 35番 ~ 43番 設定を受ける者 : 7名 1法人 設定をする者 : 8名 設定をする土地 : 11筆 計 19,869㎡ 以上、この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を全て満たしています。ご審議をよろしくお願い致します。	
	議長	質疑に入りますが、整理番号30番、31番を除いて質疑を受けます。 (質問・意見なし)。	
	議長	ご異議ございませんか。	
	一同	異議なし。	
	議長	異議なしと認め『議案第1号 農用地利用集積計画(案)の決定について』30番、31番を除いて議決承認されました。 30番、31番につきましては、種委員は1親等になられますので退席をお願いします。 (種委員退室)	
	議長	質疑を受けます。 (質問・意見なし)。	
	議長	ご異議ございませんか。	
	一同	異議なし。	
	議長	異議なしと認め『議案第1号 農用地利用集積計画(案)の決定について』30番、31番は議決承認されました。 (種委員入室)	
	議案第2号 農用地利用配分計画(案)の 意見照会について	議長	『議案第2号 農用地利用配分計画(案)の意見照会について』を上程致します。提案者から説明を求めます。
		局長	議案第2号 農用地利用配分計画(案)の意見照会について このことについて、下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律

	<p>第19条第3項の規程に基づき意見を求めます。</p> <p>内容につきましては、課長補佐より説明させていただきます。</p>
課長補佐	<p>12月の農業委員会に於きましてご審議をして頂きました土地についてです。借受人は“農事組合法人やまとだに”で、貸付人は34人、134筆、188,968㎡です。伐株、道河内、武信、徳長にお住いの法人に参加される土地所有者の方々の持つ農地について貸し付けが行われるものです。</p> <p>借受人は“株式会社アステック”、貸付人4人、15筆、19,965㎡、柏尾集落地内の農地について貸し付けが行われます。</p> <p>各筆につきましては、議案書13ページから21ページまでですのでご確認ください。補足ですが、賃借料が“円/10アール・年”と記載されていますが、農事組合法人やまとだににつきましては物納ですので“kg/10アール・年”に訂正をお願いします。株式会社アステックにつきましては円の単位のままでお願いします。</p>
議長	<p>事前に議案書は送付してありますので、内容について詳しく説明はいたしません。松川委員は農事組合法人やまとだにの理事さんでありますので退席をお願いします。</p>
	(松川委員退室)
議長	議案第2号につきまして質疑を受けます。
作野委員	<p>賃借料は物納ということで、10アールあたり30kgと設定されている所もあれば0kgの所もあります。また、番地が離れている所は分かりませんが、続きの番地の所でも0kgであったり30kgであったり色々数字が違います。物納のキロ数を設定された根拠は何ですか。続きの番地でありながら何故違うのか。物納の量はどのような基準で設定されたのかお尋ねしたい。</p>
議長	<p>物納の数字が色々違うのは何故か。それから、例えば14ページに続きの番地で21kgと30kgとなっているのは何故かということです。</p>
課長補佐	<p>水張り面積10アールあたり玄米30kgが基本です。しかし、圃場の面積が10アール未満のものについては水張り面積に比例して借地料を減少されます。また、圃場が変形して作業効率が悪い圃場についても、それぞれの形状を勘案して借地料の減を行うとなっております。例に上がりました14ページの奈良ヶ崎尻747-1、748-1ですが、747-1は水張り面積が7アールですので30kgに7アール割る10アールを掛けて21kgという計算です。</p>
作野委員	今の説明された算定方法をボードに書いて頂けませんか。
課長補佐	(ボードに計算式を書いて説明)
議長	例えば、15ページに林ノ下722、582㎡で物納が15kgとなっておりますが違うのでは。
課長補佐	582㎡は畦畔を含んだ面積で水張り面積ではないので、計算式に当てはめても出てきません。
議長	では、これらの数字はどのように出していますか。
課長補佐	<p>転作台帳で計算しています。転作台帳は水田台帳ですので農地台帳の面積から畦畔が引かれた面積が出ています。ここに載っている面積は農地台帳の面積で畦畔も含んでいますので計算式を当てはめても数字は出てきません。</p>
議長	やまとだにの畦畔はかなりあります。計算して出されたのですか。

課長補佐	計算で出されたうえで、法人さんとそれぞれの地権者の間で確認書を 交わされてこの面積でこの数量となっています。
議 長	畦畔の面積は誰が計られたのですか。
課長補佐	転作台帳の水張り面積に基づいて出ています。
作野委員	算定式は分かりましたが、根拠があやふやで分かりにくいです。何故こ こまで複雑で分かりにくくされたのですか。
議 長	このような形にされた根拠は何かということです。
課長補佐	詳細に関しては聞き取りをしていますが、集落の中で総会等を開か れて同意をされた上で取り決められたと伺っています。
議 長	話し合いの中で決められたようです。
作野委員	分かりにくいです。認定面積が出ていますので、それに基準数を掛けて 個々に出された方が分かりやすかったのではと私は思いますが。
課長補佐	詳細に関しては伺っていませんが、やまと谷の地域は谷あいの狭い所 ですので、変形している田や狭小の田、畦畔の大きい小さいなど色々な形 態があるので、作業性も考えて、面積だけで一律にすることができず、こ のような形になったとは伺っています。
作野委員	分かりました。
三嶋委員	先ほどの方程式ですが、10アールあたり 30 kgで、7アールしかないので 21 kg だと取れますが、7アールだから 21 kgと考えるのですか。説明をお願いします。
課長補佐	あくまでも 10 アールあたりの単価を出すにあたって、このような方程式 を採用するという事です。実際は、さらに7アール分ですので、21 kgに 10 分の7アールを掛けるので 14.7 kg、約 15 kgが物納の数となります。
作野委員	設定期間についてです。平成 28 年 1 月 1 日から平成 32 年 12 月 19 日 までの 4 年 11 ヶ月になっています。法人組織との契約であれば契約期間 はもっと長くてもよいのではないのでしょうか。10 年くらいでも良いので はないのでしょうか。32 年 12 月までとされた経過をお聞きします。
課長補佐	地権者の方と農地中間管理機構は昨年 12 月に契約されまして、期間は ちょうど 10 年間です。その終了期間までが今回の機構と法人との契約で ですので、このような中途半端な期間になっています。地権者の方と農地中 間管理機構の 10 年間の契約がベースになっていることをご理解下さい。
作野委員	分かりました。
種委員	今、10 年の話がありましたが、一般的には 10 年なら 10 年でしょう、 今回の機構との実際の契約が 1 ヶ月空くのは何故ですか。その辺が不思議 に思います。一般的には 10 年以上の契約をするようになっていますが、 今回は 9 年 11 ヶ月になっています。その 1 ヶ月は事務手続きが遅くなっ たということですか、お聞きしたいと思います、 もう 1 点は、物納で 0 kgは何故ですか。反別はあるわけです。どのよ うな事情で 0 kgになるのですか。
課長補佐	期間のズレですか、地権者から借りられた後に地権者と機構が契約を されます。そのあとに、どちらの耕作者に貸すか決定して、最終的に県が 告示をします。どうしてもその期間の差異が生じてきます。1~2 ヶ月く らいのズレが生じます。事務手続き上どうしても発生する期間というこ とでご理解頂きますようお願いいたします。

議 長	法的には影響はないのですか。
課長補佐	はい。 物納の 0 kg についてですが、やまとだにの規約に、谷あいにある圃場等については、一帯的に集約して作業ができない圃場については構成員の方に再委託する形になっていまして、それに関しては借地料は無いものとするとなっています。それに基づいて最初の契約がなされています。
議 長	再委託のものについては 0 kg という事だそうですね。
種委員	分かりました。追加で、先ほど 1 ヶ月のズレがあると説明されましたが、いいのですか。例えば 10 年 1 ヶ月にしたら借りる方は 10 年にできます。その辺の話し合いは中間機構と上手にできないのですか。借りる方は 10 年が良いでしょう、中間管理機構は 10 年 1 ヶ月でも良いのでは。どうしても 1 ヶ月の誤差はでるのですか。
議 長	法的に 1 ヶ月、2 ヶ月足らなくてもよいのか。
課長補佐	貸主に対する交付金のことがあります。機構に対する貸付期間が 10 年以上であれば成立します。先ほど言われました 10 年 1 ヶ月、10 年 2 ヶ月も可能ですので、今後は機構や地権者とも協議しまして、なるべくスッキリする形で進めたいと思います。今回はそこまで思いが至っていなかったもので、以後注意して進めたいと思います。
種委員	協議してください。
課長補佐	はい。
亀尾委員	13 ページに清水川地内の農地が含まれています。地域の組織の方との話は上手にできていますか。
課長補佐	清水川の集落転作、作付計画に基づいて周辺の水管理、品種等を地元と調整する。作業については、今まで清水川の営農組合さんが行われていた経緯がありますので、清水川の営農組合さんに作業を委託する協議が整っています。
議 長	他の法人や担い手が借りておられたものについては機構は入っていないという基本的な考え方があります。何故、清水川でされていたのにこのような事になったのか。
課長補佐	清水川の土地がやまとだにに貸し付けられた経緯ですが、道河内の方が清水川に農地を所有されていました。その方が経営転換をされるにあたり、全部の農地を貸付なくてはいけないという中で機構に貸付けられました。清水川で借り受けて頂ける担い手の方がおられればよかったです。清水川は現在任意組織ですので借り受けすることができなかったことが 1 点。清水川の構成員で機構に借り受けの申請をされている方がおられなかった為に清水川で借りることができなかったという事情もあり、やまとだにに借りられることになりました。
亀尾委員	清水川地内ですが、福成法人にも声を掛けられてもよかった。やはり地域で営農集積されないと、あっちの組織こっちの組織となれば行き違いが起こるのではないかと。その辺の調整をされるのが産業課さんの役目だと思います。これからこのような事が起きてくると思います。将来的に入り組んでくるので制限は必要ではないかだと思います。
課長補佐	今後は配慮致します。地域の集積というのが原点だと思いますので今後は調整いたします。

庄倉委員	先ほどの説明で、清水川地内で借り手がいなかったということですが、先月の議案に載って初めて知りました。それまでは清水川で作っていました。借り手がなかったからというのは少し違うかなと思います。相談があれば清水川でも利用権設定などができました。清水川は機構に手を上げていませんが、分かっていたら手を上げることもできました。突然に出てきた案件ですので出遅れたかなという思いはあります。その後、色々話をしまして、利用権設定という形ではなくて委託を受ける話はしましたが、突然過ぎて、今後の事もありますし、その辺の配慮はお願いしたいと思います。
局長補佐	話が複雑になってきました。清水川の農地を所有されているは、経営転換協力金という補助金を受けるために全ての農地を機構に出されました。相手方は中間管理機構に担い手として登録されている方ではないと借りることができないというルールがあります。清水川集落営農の構成員の中で登録をされている人がいれば借りることができましたが、その様な情報も入ってこなかったので登録をされてなかった。誰かに貸さないと経営転換協力金を貰うことができなくなるということで、やまとだにという選択になりました。福成法人、寺内法人と探せばよかったかもしれませんが、やまとだにとの一連の絡みもあり、ゆかりのある方でもあるのでやまとだにが借りられることになりました。
亀尾委員	地域の農地は地域でやらなければいけないと思います。また貸しになってしまい無責任になってしまいます。黙って通してしまうと。もう一度きちんと話し合わなければいけないと思います。
議長	この件については経営転換協力金を貰うための条件がある。その条件をクリアするためにやむを得ずやまとだにが借りることになりました。
種委員	この清水川の農地は、実際は誰が耕作されるのですか。
課長補佐	経営面ですと農作物の販売収益等はやまとだにが一括で行われます。その中から、先ほど説明しました物納 0 kgの農地もそうですが、再委託する形です。作業員に対して作業賃金が支払われます。この場合の作業員は清水川営農組合になります。
庄倉委員	作業委託という形で今までどおりの作業をします。ただ、契約者はさんでしたが、法人からお金を貰うことに変わります。
種委員	それはおかしいのではないかと、そのようなことができるのか。
議長	やまとだにがお金を貰って清水川に貸すということですか。
課長補佐	貸すのではなくて、清水川が作業料を貰われます。やまとだにが作業料を支払われます。
議長	その反対もできるのか。例えば、法人が0円で借りて5万円なり10万円なりで貸しても良いということか。
課長補佐	貸すことはありません。
議長	反対の場合、例えば、清水川がお金を払って借りることができるのか。
課長補佐	例えば、法人の構成員が作業をされた場合は作業賃金が支払われます。それと同じ形で清水川の営農組合さんが作業賃金を貰われます。
種委員	その作業はどの程度の作業なのか。殆どの作業が委託されるのではないかと、貸すに等しいのではないかと。
庄倉委員	今まで から受けていたのは、田植え、稲刈り、水はけが悪いの

		<p>でよけたての作業料は頂いています。草刈りなどもしていますが、その分のお金は頂いていません。町で決めた金額を頂いています。</p>
	議 長	<p>複雑すぎます。地主から見れば協力金は欲しいです。その為には法人に貸し出さなくてははいけません。しかし近くに法人があるにも関わらずやまとだにが受ける。何故他の地域の法人が受けるのかが問題。管理機構は他者が借りている所まで手を出してはいけないという取り決めがあります。それを逸脱したような形です。</p>
	課長補佐	<p>あくまでも、今までは 自身が個人で経営されていた。その中の作業を清水川に頼んでおられたということです。地域の担い手の方に受けてもらうのが本来の主旨であったかもしれませんが、チェックの際は貸し借りしか分かりませんので、地権者の方の地域的つながりで判断していました。配慮が足りなかったかもしれません。</p>
	種委員	<p>中間管理機構は地元有福成法人があるにも関わらず、あえてここに貸したことを知っているのか。貸せるなら福成法人に貸せるのが機構のスタイルだと思います。あえて何故やまとだにに貸したのか分からない。実態を知っているのか。</p>
	議 長	<p>これだけを流会にして、福成法人に貸すようにしたとして、福成法人が借りないと言えどどうなるのか。</p>
	庄倉委員	<p>清水川が手を上げて登録して借りることもできます。</p>
	課長補佐	<p>今年度の交付金ですので、間に合わせるには今月中の処理が必要です。</p>
	議 長	<p>今年度の分に申込みのようです。これが無くなると は経営転換協力金を貰えなくなります。今回に限りは の為にも認めて頂きたいと思いますがいかがでしょうか。以後は気を付けて頂かないといけないと思います。これだけ多くの法人ができていますので他の地域には入らない形をとって頂きたいと思います。議案第 2 号につきまして決定したいと思いますがいかがでしょうか。</p>
	一 同	<p>はい。</p>
	議 長	<p>異議なしと認め『議案第 2 号 農用地利用配分計画 (案) の意見照会について』は決定致します。</p>
		<p>(松川委員入室)</p>
5. 報告事項 (1) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について	議 長	<p>報告事項『(1)農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』報告をお願いします。</p>
	局長補佐	<p>【『農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』 朗読及び説明 (議案書 22 頁)】</p> <p>(補足説明) 今後は が管理をされるということでした。</p>
	議 長	<p>質疑を受けます。</p>
		<p>(質問・意見なし)</p>
	議 長	<p>ないようですので『(1) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』は承認されました。</p>
(2)平成 27 年南部町賃借料情報の公開について	議 長	<p>『(2)平成 27 年南部町賃借料情報の公開について』の説明をお願いします。</p>
	局長補佐	<p>27 年の利用権設定で賃貸借のものについてのデータを全てまとめています。これは農地法が 21 年に改正された時に標準小作制度が廃止され、</p>

		<p>賃借料については地域の情報を皆様に広くお知らせするということになりましたので毎年公開しているものです。25年あたりから平均すると7,000円を切るくらいでしたが、年々安くなってきています。</p> <p>【『平成27年南部町賃借料情報』読み上げ】</p> <p>本日皆様に報告しましたら、ホームページで公開し、情報なんぶ、もしくは広報なんぶに掲載したいと考えています。</p>
	議長	このことについて何かございませんか。
		(質問・意見なし)
	議長	ないようですので『(2)平成27年南部町賃借料情報の公開について』は、この通りで公開しますのでよろしくをお願いします。
(3) 農事組合法人の設立について	議長	『(3)農事組合法人の設立について』説明をお願いします。
	局長補佐	先ほどから名前はでていますが、平成28年1月5日に登記が完了しまして、農事組合法人やまとだにが設立されました。農業生産法人格を持つ団体ということで登録されましたので、今後は農地法第2条に関わるところの農業生産法人と位置付けて、決算期にはきちんと報告物を提出して頂く形で管理していきますので皆様にご報告します。
	議長	質疑を受けます。
	種委員	平成28年1月5日に登記が完了と言われましたが、配分計画では平成28年1月1日からとなっています。登記がしていないのに契約がされています。
	課長補佐	この後、この書類を県に送り、県が告示をします。告示されてから契約は有効になります。今回は利用配分計画(案)に関する同意ということですので、町からは県に対し配分計画(案)ということを送ります。1月1日としましたけれども、1月1日以降に発行するとして、これから県の方が審査をされ告示をされますので、告示が出された時点で県の方で日付等の最終的な決定がされて、そこから発行となります。1月1日というのはあくまでも予定ということでご理解をお願いします。本来ならば議案の際に説明しなくてははいけませんでした。すみませんでした。
	種委員	分かりました。
	議長	他にございませんか。
		(質問・意見なし)
		議長
第11回農業員会総会の日程について	議長	平成27年度第11回南部町農業委員会総会は、平成28年2月10日(水)に決定します。
6, その他	議長	他に何かありませんか。
	作野幹事長	～省略～
8, 閉会	議長	これにて平成27年度第10回南部町農業委員会総会を終わります。ありがとうございました。
備考：上記会議録は、公開用として、南部町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しています。また一部要約等を行い記載しています。		